デジタル化推進のためのロードマップ策定支援業務に係る企画提案実施要領

1.　目　的

この要領は、デジタル化推進のためのロードマップ策定支援業務にあたり、その契約相手方を企画提案方式により選定するために必要な事項を定める。

2.　概　要

（1）件　　名　デジタル化推進のためのロードマップ策定支援業務
（2）内　　容　「デジタル化推進のためのロードマップ策定支援業務仕様書」に記載
（3）契約期間　契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日まで、

デジタル化推進のためのロードマップ策定支援業務について、本プロポーザルにより選定された事業者と契約を行う。導入費用及び使用期間の経費についても、本プロポーザルの選定上の価格評価に含めるため漏れの無いように注意すること。

提示された見積金額は選定上の価格評価に使用する。なお、仕様書に無い提案点部分の機能を実装する費用については見積の対象外とするが、企画提案書内に参考価格を記載すること。

3.　事務局

〒880-0804 宮崎県宮崎市宮田町 2 番 23 号
宮崎県信用保証協会　総務部　企画情報課
電話：0985-24-8251
FAX：0985-32-2187
E-mail: soumu01@miyazaki-cgc.or.jp

4.　参加資格

次に掲げる要件すべてを満たすこと。

（1）営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ないもののいずれかに該当しないこと。
（2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
（3）手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
（4）民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
（5）民事保全法（平成元年法律第 91 号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。
（6）法人等にあっては役員等（個人にあってはその者）が、宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する

暴力団関係者でない者。

（7）国税及び県税、地方税を滞納していない者であること。

5.　選定スケジュール

（1）公募期間　　令和４年１１月２１日（月）～ 令和４年１２月　１日（木）

（2）質問受付期間　　令和４年１１月２１日（月）～ 令和４年１１月２４日（木）

（3）質問回答日　　令和４年１１月２５日（金）まで

（4）参加資格審査結果通知　　令和４年１１月２４日（木）

（5）企画提案書等受付期間　　令和４年１１月２４日（木）～ 令和４年１１月２９日（火）

（6）プレゼンテーション実施日 令和４年１１月３０日（水）

（7）審査結果通知　　令和４年１２月　１日（木）

※上記（7）については、参加者数等により変更する可能性があります。

6.　実施要領等の交付

（1）交付期間

令和４年１１月２１日（月）から令和４年１１月２５日（金）

※最終日は正午までの交付とする。

（2）交付方法

宮崎県信用保証協会ホームページからダウンロードすること。

（3）交付する実施要領等

交付する実施要領等は次のとおり。

① デジタル化推進のためのロードマップ策定支援業務プロポーザル実施要領

② デジタル化推進のためのロードマップ策定支援業務仕様書

③ 別紙１　審査要領

④ 別紙２　デジタル化推進のためのロードマップ策定支援業務企画提案書等評価基準

⑤ 様式１　参加申込書兼誓約書

⑥ 様式２　質問書

7.　参加申込の手続き

（1）提出書類及び提出部数

① 参加申込書兼誓約書（様式 1）　１部

② 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

③ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

（2）提出期限

令和４年１１月２２日（火）午後５時まで

（3）提出方法

持参又は郵送により３．に記載する事務局に提出すること。

※持参による受付時間は午前９時から午後５時までとし、土日祝日を除く。

※郵送の場合は提出期限内必着とし、配達されたことが証明できる方法によること。

8.　質問受付及び回答

（1）質問方法

① 提出書類　質問書（様式 2）

② 提出方法　電子メールにて３．に記載する事務局に提出し、提出後は電話にてメール受信確認の連絡を行うこと。

（2）受付期限　令和４年１１月２４日（木）午後５時まで

（3）回答方法　質問に対する回答は、集約して質問者名をふせて令和４年１１月２５日（金）までに本協会のホームページで公表する。ただし、簡易な質問についてはホームページで公表せず、電話等により個別に回答する。

9.　プロポーザル参加資格審査結果の通知

プロポーザル参加資格審査の結果については、申請者に対し、令和４年１１月２４日（木）に参加資格審査結果通知書（様式 3）にて通知する。

10. プロポーザル参加資格の取消

プロポーザル参加資格を認められた者が、プロポーザル参加資格審査結果の通知をした日から選定までの間に参加資格の要件を満たさなくなったと認められる場合には、その者のプロポーザル参加資格を取消し、提案等を無効とする場合がある。

11. 企画提案書等の提出等

プロポーザルの参加資格が認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出するものとする。

（1）提出書類

① 企画提案書（様式任意）

※デジタル化推進のためのロードマップ策定支援業務企画提案書等評価基準を踏まえ、提案者としてのアピールポイント等を具体的に記載すること。

※特段の専門的な知識を有していなくても評価が可能な企画提案書を作成すること。やむを得ず専門用語を使用する場合は、一般用語を用いて脚注を付記するなど理解しやすいものとすること。

② 業務実施体制申告書（様式任意）

③ 業務実施日程表（様式任意）

④ 見積書及び見積額内訳明細書（様式任意）

※1 見積書は宮崎県信用保証協会宛とすること。

※2 見積額内訳明細書には具体的な見積金額が分かるよう記載すること。

※3 見積書の作成にあたり、今後の打合せにおいて生じる経費など仕様書等に記載するもの以外の経費が発生すると見込まれる場合も漏れなく記載すること。

（2）作成方法

① 用紙サイズは原則として A4 版とし、両面印刷とすること。止むを得ず A3 版を使用する場合は片面印刷とし、片袖折で A4 サイズにすること。

② ２０ページ以内（表紙、目次除く）で作成すること。

（3）提出方法

上記７（3）と同じ。なお、企画提案書等の提出を辞退する場合は、辞退の旨を記載した書面（様式任意）を提出すること。

（4）提出部数　正本を１部、副本を５部提出すること。

（5）提出期間　令和４年１１月２４日（木）～ 令和４年１１月２９日（火）

※受付時間は午前９時から午後５時までとし、土日祝日を除く。

12. プレゼンテーションの実施

企画提案書等を提出した者に対し、プレゼンテーションの実施日等を令和４年１１月２９日（木）までに通知する。

なお、詳細については、別紙１「審査要領」のプレゼンテーションの実施によるものとする。

13. 受託候補者選定方法

上記４の参加資格を満たし、企画提案書等の提出を行った参加者に対し、プレゼンテーションを基に企画提案書等の審査を行い、点数の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、見積書の価格が低い提案者を受託候補者として選定する。なお、企画提案書等を提出した者が１者の場合でも審査は実施する。詳細については別紙１「審査要領」によるものとする。なお、新型コロナウィルスの感染状況を踏まえ、オンライン対応等に変更する場合は、上記12と併せて提案者に通知する。

14. 審査結果の通知

審査結果については、令和４年１２月１日（木）にプロポーザル参加事業者に対し書面にて通知する。なお、審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。

15. 契約の締結

別紙 1「審査要領」により選定した受託候補者と内容、経費等について協議し契約を締結する。なお、受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、またはその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

16. 失格事項

プロポーザル参加事業者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

（1）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（2）提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

（3）提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合。

（4）審査の公平性を妨害するような不正行為があった場合。

（5）見積書が提案限度額を超過している場合。

（6）プレゼンテーションを正当な理由なく、欠席した場合。

（7）その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合。

17．その他

（1）厳正を期するため、公募開始から受託候補者決定までの期間、本案件の選定作業に影響を与える可能性のある一切の営業活動を禁止する。

（2）提出された企画提案書等の書類は一切返却しない。

（3）提出された書類の訂正・差替えは認めない。

（4）提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

（5）プロポーザル参加に要する費用は全て参加事業者の負担とする。